知多南部衛生組合告示第8号

公 告

事後審査型一般競争入札(紙入札)を次のとおり行うので、地方自治法施行令(昭和22 年政令第16号)第167条の6第1項の規定に基づき公告する。

令和4年8月8日

知多南部衛生組合管理者 齋藤 夢



1 対象工事

- (1) 工 事 名 知多南部クリーンセンターごみ焼却施設解体工事
- (2) 路線等の名称 -
- (3) 工事場所 愛知県知多郡南知多町大字内海字樫木地内
- (4) 工 期 契約日の翌日から令和6年3月15日まで
- (5) 工事の概要 ごみ焼却施設解体工事一式

解体対象施設

①ごみ処理施設工場棟

構造:鉄筋コンクリート造・鉄骨造

建築面積:1,751.41 ㎡ 延床面積:3,304.79 ㎡

②煙突

外筒:鉄筋コンクリート造 内筒:鋼管製2本 高さ:59m

③車庫棟(2)

構造:鉄骨造 建築面積:191.40 m 延床面積:191.40 m

④洗車場

面積: 126.00 ㎡

⑤渡り廊下

面積: 42.54 m²

(6) 予定価格等

ア 予定価格 630,000,000円(税抜き)

イ 最低制限価格 有

2 入札参加資格要件

本件入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を備えた特定建設工事共同企業体(以下「企業体」という。)とする。

- (1) 企業体の構成員数は、代表者となる構成員を含む2者又は3者構成とする。
- (2) 結成方法は、自主結成方式とする。
- (3) 各構成員は、次に掲げる条件を満たさなければならない。
 - ア すべての構成員に必要な条件
 - (ア) 経常建設共同企業体でないこと。
 - (イ) 企業体に対する出資比率は、次に掲げる最小限度基準を下回らない範囲で構成員 において自主的に定めるものとする。
 - a 構成員が2者の場合 30%
 - b 構成員が3者の場合 20%
 - (ウ) 本件工事について、2以上の企業体の構成員でないこと。
 - (エ) この公告の前日までに、令和4年度及び令和5年度の愛知県知多郡美浜町(以下「美浜町」という。)又は愛知県知多郡南知多町(以下「南知多町」という。)の 入札参加資格者名簿(以下「名簿」という。)に登載されている者のうち、解体工 事に係る競争入札に参加する資格を有する者であること。
 - (オ) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (カ) この公告の日から落札決定の日までの間において、愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止措置又は美浜町及び南知多町の建設工事等指名停止取扱要領(以下「指名停止要領」という。)に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
 - (キ) この公告の日から落札決定の日までの間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」(平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結)に基づく排除措置又は「美浜町暴力団排除条例」(平成23年12月21日条例第21号)若しくは「南知多町が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」(平成20年4月1日施行)に基づく排除措置を受けていない者であること。
 - (ク) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の 申立てがなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条 の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社 更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続 開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い認定を受けた者に ついては、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかった者とみなす。
 - (ケ) 本件工事に係る施工監理業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
 - a 「本件工事に係る施工監理業務等の受託者」とは、次に掲げる者。 株式会社環境技術センター
 - b 「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の

- (a) 又は(b) に該当する者。
- (a) 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資総額の100分の50を超える出資をしている建設業者
- (b) 建設業者の代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ね ている場合における当該建設業者

イ 代表者となる構成員に必要な条件

- (ア) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定により、解体工事について 特定建設業の許可を受けている者であること。
- (4) 企業体に対する出資比率は、構成員中最大であること。
- (ウ) 名簿に登載されている営業所(主たる営業所を含む。)の所在地が愛知県内であり、当該営業所で解体工事業を営んでいること。なお、「営業所」とは、建設業法第3条第1項に規定する営業所をいう(以下同じ。)。また、「主たる営業所」とは、建設業法に基づく建設業の許可申請時(変更届出を含む。)に届け出た主たる営業所をいう。
- (エ) 美浜町又は南知多町における令和4年度及び令和5年度の入札参加資格の認定に おいて、解体工事業の総合評点が1,200点以上であること。
- (オ) 過去10年間に、元請として国又は地方公共団体(一部事務組合等を含む。)が、 廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱に基づき発注 した一般廃棄物焼却施設(5 t/日以上)の解体工事を完了し、及び引き渡した実 績があること。企業体の構成員としての施工実績は、代表者としての施工実績に限 る。
- (カ) 解体工事業に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又は 監理技術者講習修了履歴が記載された監理技術者資格者証を有する者を監理技術者 として専任で配置できること。また、配置する技術者は、公告日の前日から起算し て3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

ウ 代表者以外の構成員に必要な条件

- (ア) 名簿に登載されている主たる営業所の所在地が愛知県知多建設事務所管内であり、 当該営業所が解体工事について特定建設業の許可を受けていること。
- (4) 名簿に登載されている主たる営業所の所在地が美浜町又は南知多町にある場合、 美浜町又は南知多町おける令和4年度及び令和5年度の入札参加資格の認定におい て解体工事業の総合評点が700点以上であること。また、名簿に登載されている 主たる営業所の所在地が美浜町又は南知多町以外の知多建設事務所管内にある場合、 美浜町又は南知多町おける令和4年度及び令和5年度の入札参加資格の認定におい て解体工事業の総合評点が800点以上であること。
- (ウ) 解体工事、建築工事又は土木工事に係る主任技術者を専任で配置することができること。また、配置する技術者は、公告日の前日から起算して3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

(4) 本件入札に参加を希望する者の間に、次のいずれかに該当する関係がないこと。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当し、又はこれらと同視しうる関係があると認められること。 ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は更生手続を存続中の会社である場合 を除く。

- (ア) 親会社と子会社の関係にある場合
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当し、又はこれらと同視しうる関係があると認められること。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は更生手続を存続中の会社である場合は除く。

- (ア) 一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (4) 一方の会社の役員が他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
- ウ その他、入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他、上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(5) 企業体の結成は、愛知県建設局・都市・交通局・建築局共同企業体取扱要領で定める特定建設工事共同企業体協定書(以下「企業体協定書」という。)によらなければならない。

3 入札方法等

- (1) 本件入札は、紙による入札とする。
- (2) 詳細な入札方法等は、美浜町競争入札者心得書(以下「入札者心得書」という。)によるものとする。なお、入札者心得書は、次のアドレスからダウンロードすることができる。

入札者心得書

http://www.town.aichi-mihama.lg.jp/reiki/act/frame/frame110001295.htm

- (3) 本件入札は、開札後に落札候補者に対して入札参加資格の確認を行い、落札者を決定する事後審査型一般競争入札とする。
- 4 設計図書等に関する事項
- (1) ダウンロードできるもの

本件入札に関する様式等、質問書、工事費内訳書、発注仕様書、設計書(参考)

(2) ダウンロードできる期間

公告日から令和4年9月13日(火)午後5時まで

(3) 配布できるもの

添付資料一式

※入札参加希望者は配布希望の旨を書面(本組合が定めた様式)で持参すること。

- (4) 配布できるものの受付期間・時間・場所
 - ア 公告日から令和4年9月13日(火)まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
 - イ 午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く)
 - ウ 17に記載の場所と同じ。
- 5 この公告及び設計図書に対する質問及び回答
- (1) この公告及び設計図書に対する質問は、次のとおり質問書(本組合が定めた様式)を電子メールにより提出すること。
 - ・ 受付期間公告日から令和4年8月31日(水)午後5時まで
 - (2) 質問に対する回答は、質問書受領後速やかに作成し、入札参加希望者全員へ電子メールにて行う。
- 6 入札参加の申込み

入札参加希望者は、次の期間内に特定建設工事共同企業体建設工事入札参加申請書、企業体協定書、委任状(以下「入札参加申込書」という。)を持参又は郵送により提出すること。

また、郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法により提出することとし、受付期間日時に必着とする。

なお、期限までに入札参加申込書を提出していない者は、入札に参加することができない。

- (1) 入札参加申込書の受付期間
 - ア 受付期間

公告日から令和4年9月8日(木)まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

イ 受付時間

午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

- ウ 受付場所
 - 17に記載の場所と同じ。
- 7 入札保証金

全額免除とする。

- 8 入札に関する事項
- (1) 入札書及び工事費内訳書の提出は、次のとおり持参又は郵送により紙で提出すること。 なお、郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法により提出する

こととし、受付期間日時に必着とする。

ア 受付期間

令和4年9月9日(金)から令和4年9月13日(火)まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

イ 受付時間

午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

ウ 受付場所

17に記載の場所と同じ。

- (2) 開札日時 令和4年9月14日(水)午前11時00分
- (3) 入札執行の場所 知多南部クリーンセンター第2会議室
- (4) 入札執行回数については、1回とする。
- (5) 入札に当たっての留意事項
 - ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とし、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - イ 入札書と併せて工事費内訳書を提出すること。
 - ウ 8 (5) イの様式について、入札書及び工事費内訳書は、本組合が定めた様式とする。

9 落札者の決定方法等

- (1) 1 (6) アの予定価格の制限の範囲内の価格で入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札候補者とする。ただし、落札候補者の入札価格が最低制限価格を下回った場合には、予定価格の制限の範囲内の価格で次に低い価格をもって入札をした者を新たな落札候補者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者が2者以上ある場合は、その者にくじを引く順番を決定するためのくじを引かせ、次に落札者を決定するくじ引きを行い、落札者を決定する。入札参加者のうち、くじを引かない者又は該当入札に立ち会わずくじを引くことができないものがあるときには、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。
- (2) 落札候補者は、一般競争入札参加資格確認申請書により入札参加資格を満たしていることを確認するための書類(以下「資格確認書類」という。)を、開札後速やかに提出しなければならない。
- (3) 資格確認書類等による審査の結果、落札候補者が入札参加資格を満たしていることが確認された場合は、その者を落札者と決定する。ただし、入札参加資格を満たさないことが判明した場合又は期限までに資格確認書類の提出がない場合は、その者のした入札は無効とし、予定価格の制限の範囲内の価格で次に低い価格をもって入札をした者から

順に新たな落札候補者として、入札参加資格を満たす者が確認できるまで同様の手続を 行うものとする。

なお、落札候補者となった者で、入札参加資格を満たさないとして落札者とならなかった者に対しては、入札参加資格不適格通知書によりその旨を通知する。

- (4) 落札者を決定したときは、速やかに本組合ホームページにより開札結果を公開するとともに、落札者に対して、落札者決定通知書によりその旨を通知する。
- (5) 落札候補者となった者で入札参加資格を満たさないとして落札者とならなかった者は、その理由について説明を求めることができる。説明を求める場合は、入札参加資格不適格通知書を受理した日の翌日から起算して5日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)以内に、その旨を記した書面を17に記載の場所に持参により提出しなければならない。なお、理由の説明は、説明を求める書面を受理した日の翌日から起算して5日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)以内に、電子メールにより回答する。

10 入札の取りやめ等

- (1) 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (2) 開札前において、天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがある。

11 入札の無効

本組合は、美浜町契約規則(以下「契約規則」という。)を準用(これらの規定中「町長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。)するため、契約規則第13条(入札の無効)に該当する入札のほか、入札者心得書において示す条件に違反した入札、資格確認書類等に虚偽の記載をした者の行った入札並びに必要な書類を提出しない者の行った入札は無効とする。

なお、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、直ちに落札決定を取り消す。 また、落札決定時において、2に掲げる要件を備えていない者は、入札参加資格を満たさない者に該当する。

12 契約書作成の要否

- (1) 必要とする。
- (2) この入札による契約は、知多南部衛生組合議会の議決に付すべき契約及び財産又は処分に関する条例(昭和41年知多南部衛生組合条例第4号)の規定により議会の議決を要するため、落札者とは、落札決定後速やかに仮契約を締結し、知多南部衛生組合議会の議決を経た上、契約を確定する。

13 契約の保証

- (1) 落札者は、契約規則第32条の規定による契約保証金を納めなければならない。
- (2) 契約保証金の納付は、契約規則第33条の規定により担保の提供をもって代えることができる。
- (3) 落札者が、契約規則第34条の規定に該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除するものとする。
- (4) (1)から(3)までに掲げる契約の保証は、契約の締結時までに付さなければならない。

14 支払条件

知多南部衛生組合公共工事請負契約約款(以下「約款」という。)の規定に基づき前 金払及び部分払を行う。

15 特定の不正行為に対する措置

- (1) 本件契約に関し、談合、贈賄等の不正な事実が判明した場合には、損害賠償を請求する。また、損害賠償の請求に併せて本件契約を解除することがある。
- (2) 本件契約に関し、妨害又は不当要求を受けた場合は、速やかに本組合に報告するとともに警察へ被害届を提出しなければならない。これを怠った場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講ずることがある。
- (3) 本件契約の締結後、請負者が暴力団の排除措置の対象となる法人等のいずれかに該当することが明らかになった場合は、本件契約を解除し、損害賠償を請求することがある。
- (4) 本件契約の履行に当たって、請負者が工事の下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約(以下「下請契約等」という。)を締結した場合において、下請契約等の相手方が暴力団の排除措置の対象となる法人等のいずれかに該当することが明らかになった場合は、当該下請契約等の解除を求めることがある。なお、請負者が下請契約等の解除に応じない場合は、本件契約を解除し、損害賠償を請求することがある。

16 その他

- (1) 入札参加者は、関係法令等を遵守するとともに、この公告及び設計図書並びに入札者 心得書を熟読し、公正かつ適正に入札しなければならない。
- (2) 現場説明会は、実施しない。ただし、現地確認は可とし、日時等は調整を行う。
- (3) 1(4)に記載した工期は、事情により変更することがある。
- (4) 資格確認書類の記載内容が不明確な場合など、本件入札の参加資格を確認できないときは、説明又は追加資料の提出を求めることがある。
- (5) 資格確認書類等に虚偽の記載をした場合は、指名停止要領に基づく指名停止措置を行うことがある。
- (6) 配置予定の監理技術者又は主任技術者について

- ア 落札者は、資格確認書類に配置予定の技術者として記載した者を、本件工事の現場 に技術者として配置しなければならない。なお、技術者を変更することができるのは、 病休、死亡、退職等の場合に限る。
- イ 工期が重複する複数の工事(他の機関が発注したものを含む。)に同一の技術者を 配置予定の技術者として入札に参加している場合に、それらのうちの一の入札におい て落札者又は落札候補者と決定されたときは、技術者を専任で配置することが求めら れていない場合を除き、それ以降に行われる本組合発注の他の入札は辞退しなければ ならない。
- (7) 本件入札に係る書類の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。また、提出された書類は返却しない。なお、提出された書類は、原則として公表せず、本件入札手続以外の目的で使用しない。
- (8) 下請負契約及び資材調達をするときは、美浜町又は南知多町内に営業所のある業者を活用するように努めること。
- (9) 入札参加者は、設計図書その他本件入札に関して本組合から提供を受けた文書及び情報を第三者に漏らすことを禁ずるとともに、本件入札手続以外の目的に供してはならない。
- (10) 入札参加者は、入札後、この公告及び設計図書の不明を理由として異議を申し立てることはできない。

17 間い合わせ先

知多南部衛生組合 業務課業務第1係 (担当)前田、榮、山本 愛知県知多郡南知多町大字内海字樫木77番地の1

TEL: 0569-62-0402

FAX: 0569-62-2880

メール <u>chitananbu-eisei@tac-net.ne.jp</u>

組合ホームページ http://chitananbu.com/